



最近住宅

の新築が多くなるとともに、我が家の相談も又多くなってまいりました。

マイホームをつくるには、多額の資金が必要ですから、あらゆる方法で資金づくりをすることになります。

そこでちょっと気をつけていたときたいのが贈与税の問題です。

①住宅の新築、購入資金として、自分の預金のほかに

妻や子供の預金をあてるこ

とがよくあります。

この場合、妻や子供から贈

り受けたことになります。

妻や子供が一年間に60

万円をこえると贈与税がかかります。

◎親などから借金

前ですが、形式上貸借と

しているときでも、実質的

に贈与であれば、贈与税がかかることがあります。

妻や子供が夫名義にする

かからず。

また、「あるとき払いの

代價なし」とか、将来返せ

るようになつたら返す、と

いう「出世払い」のような

借金は、実質的に贈与を受

けたことと変わりありません。

この場合、負担額に応

じて夫10分の7、妻10分

の3分持分とした共有名

義にする、贈与税はか

かりません。

税金についての詳しい相

談は、税務署窓口や税務相

の課題であるといえるでしょ

う。このようなことが、皆

の理解と認識を深くしてい

ただくために、今年度から国

土所を中心となって「水の日

」を実施しています。

しかし、この水も、使用量

が増えるにしたがつて、しだ

いに限られた貴重な資源になつて来ました。水の状況を正

しく認識し、大切に、有効に

使うことが、これらの私達

が機会に、私達最も身近な

水についてあらためて考えて

みるとともに、貴重な水を更

に大切に使うことにしませ

う。

水についてあらためて考えて